

事務連絡
平成27年7月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
振興課

「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（平成27年7月31日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（平成27年7月31日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 今回のQ&Aに関する御質問については、下記サービスごとの問い合わせ先
にお願いいたします。

厚生労働省 代表 03-5253-1111

【訪問・通所リハビリテーション】 ⇒ 老人保健課（内線3943）
【通所介護】 ⇒ 振興課（内線3987）

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.4)

(平成27年7月31日)

【訪問・通所リハビリテーション】

○ リハビリテーションマネジメント加算

問1 同一利用者に対して、複数の事業所が別々に通所リハビリテーションを提供している場合、各々の事業者がリハビリテーションマネジメント加算の算定要件を満たしていれば、リハビリテーションマネジメント加算を各々算定できるか。

(答)

事業所ごとに提供可能なサービスの種類が異なり、単一の事業所で利用者が必要とする理学療法、作業療法、言語聴覚療法のすべてを提供できない場合、複数の事業所で提供することが考えられる。例えば、脳血管疾患発症後であって、失語症を認める利用者に対し、1つの事業所がリハビリテーションを提供することとなったが、この事業所には言語聴覚士が配置されていないため、失語に対するリハビリテーションは別の事業所で提供されるというケースが考えられる。

この場合、例えば、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)であれば、リハビリテーション会議を通じて、提供可能なサービスが異なる複数の事業所を利用することを話し合った上で、通所リハビリテーション計画を作成し、その内容について利用者の同意を得る等、必要な算定要件を各々の事業者が満たしていれば、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)の算定は可能である。

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算

問2 短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)を3月間取得した後に、生活行為向上リハビリテーション実施加算口を3月間実施した場合であって、その後、同一の利用者に対して、通所リハビリテーションの提供を行う場合、減算期間は何月になるのか。

(答)

減算については、生活行為向上リハビリテーション実施加算を取得した月数と同月分の期間だけ実施されるものであり、本問の事例であれば3月間となる。

問3 生活行為向上リハビリテーション実施加算を取得し、その後、同一の利用者に対して、通所リハビリテーションの提供を行い、減算が実施されている期間中であつたが、当該利用者の病状が悪化し入院することとなった場合であつて、病院を退院後に再度同一事業所において、通所リハビリテーションを利用することとなった場合、減算はどのように取り扱われるのか。

また、減算期間が終了する前に、生活行為向上リハビリテーション実施加算を再度取得することはできるのか。

(答)

生活行為向上リハビリテーション実施加算は、加齢や廃用症候群等により生活機能の1つである活動をするための機能が低下した利用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容の充実を図るための目標と当該目標を踏まえた6月間のリハビリテーションの実施内容をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、計画的にリハビリテーションを提供することを評価したものである。

当該加算に関する減算については、6月間のリハビリテーションの実施内容を当該実施計画にあらかじめ定めたものの、その後、同一利用者に対して、通所リハビリテーションを利用することとなった場合、当該加算を取得した月数と同月分の期間だけ実施されるものである。例えば、5月間取得した場合は、5月分の期間だけ減算される。

したがって、当該利用者の病状が悪化し入院することとなった場合は、あくまでも減算が中断されたものであり、病院を退院後に再度同一事業所において、通所リハビリテーションを利用することとなれば、必要な期間の減算が再開されることとなる。

【例】

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
状況	通所リハ							入院	→					
	生活行為向上リハ加算 (イ)			生活行為向上リハ加算 (ロ)										
減算適用月							●		●	●	●	●	●	

また、生活行為向上リハビリテーション実施加算と、それに関連する減算については、一体的に運用がされているものであることから、当該加算は減算の終了後に再取得が可能となる。

○ 社会参加支援加算

問4 社会参加支援加算の算定では、訪問・通所リハビリテーションの提供が終了し、その終了日から起算して14日以降44日以内に、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みであることを確認する必要がある。その際、事前に電話等で詳細に状況を確認した時点で、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みであったが、その後、実際に居宅を訪問した際には、リハビリテーションを利用していた者の体調が急激に悪化しており、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みではなくなっていた場合、どのような取扱いになるのか。

(答)

事前の確認で社会参加等が3ヶ月続く見込みであったとしても、実際の訪問の時点で当該者の体調が急激に悪化しており、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みを確認できなかった場合、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みを確認できないものとして扱うこと。

【通所介護】

○ 延長加算

問5 通所介護の延長加算は、利用者が当該通所介護事業所の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とされているが、通所介護として行う、歯科衛生士による口腔機能向上サービスが延長時間帯に必要となる場合も加算の対象とならないのか。

(答)

延長加算については、当該通所介護事業所の設備を利用して宿泊する場合は算定できないことが原則であるが、あらかじめ通所介護計画に位置付けられたサービスであり、かつ、通常のサービス提供時間帯のみでは提供することができず、延長時間帯において提供することが不可欠な場合（食事提供に伴い、通所介護計画に定められた口腔機能向上サービスを通常の時間帯内に終えることができない場合（※））には、実際に延長サービスを行った範囲内で算定して差し支えないこととする。

（※）指定通所介護事業所において、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、夕食後に言語聴覚士、歯科衛生士等が口腔機能向上サービスを実施する場合であって、夕食の時間との関係からサービス提供時間内に当該口腔機能向上サービスを終了することが困難で延長サービスとなる場合には、算定することができる。

老介発0721第1号
老振発0721第1号
老老発0721第1号
平成27年7月21日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（公印省略）
振興課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

平成27年度介護報酬改定関連通知等の正誤について（追加）

平成27年3月27日付けで通知した「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成27年3月27日老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号）のうち、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正等を別紙のとおり追加修正することとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

(別紙)

平成27年3月27日付け指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正からの訂正箇所

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
○ 介護報酬の算定構造				
1	2 介護保健施設サービス	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。	同	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
2	9 介護予防短期入所療養介護費	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。	同	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。
○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表				
3	別紙13-3	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ② 医療処置の実施状況 ② 前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2） ③ 前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・3） ④ 前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・4）	同	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ② 医療処置の実施状況 ② 前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2・3） ③ 前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・4） ④ 前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・5）
4	別紙13-3	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ③ ターミナルケアの実施状況 ③ ①に占める②の割合（注5）	同	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ③ ターミナルケアの実施状況 ③ ①に占める②の割合（注6）
5	別紙13-3	注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、いずれかひとつについてのみ含めること。	同	注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
6	別紙13-3		同	<u>注3：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されているものを含む。</u>
7	別紙13-3	注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者であって、経口維持加算を算定されているものを含む。	同	<u>注4：過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものを含む。</u>
8	別紙13-3	注4：自ら実施する者は除く。 注5：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。	同	<u>注5：自ら実施する者は除く。 注6：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。</u>
9	別紙20	サービスの種類 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定額)	同	サービスの種類 <u>訪問型サービス(独自/定額)</u> <u>通所型サービス(独自/定額)</u> を削除
10	別紙20		同	サービスの種類 <u>その他サービス(配食/定率)</u> <u>その他サービス(見守り/定率)</u> <u>その他サービス(その他/定率)</u> を追加
○ 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用				
11	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 月途中の事由 終了 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	同	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 月途中の事由 終了 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の <u>入所</u> (※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の <u>入居</u> (※1)

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
○ インタフェース仕様書 [保険者編] _新旧対照表				
12	—		No.650	項番3 ＜内容＞ 請求対象となる領収書記載年月 (西暦年月 (YYYYMM)) を設定する。 を追記
13	—		No.653	項番9 ＜内容＞ 請求対象となる住宅着工年月日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する を追記
14	No.650～920		No.651～922	No. 12、13 の追加に伴いNo.を修正
○ インタフェース仕様書解説書 [保険者編] _新旧対照表				
15	No.20	異動区分コード2： 異動事由03： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由03： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
16	No.22	異動区分コード2： 異動事由99： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由99： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
17	No.25	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
18	No.27	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
○ インタフェース仕様書 [保険者編②]				
19	P335	項番3 〈内容〉 請求対象となるサービス提供年 月（西暦年月（YYYYMM））を設定 する。	同	項番3 〈内容〉 請求対象となる領収書記載年月 （西暦年月（YYYYMM））を設定す る。
20	P335	項番9 〈内容〉 請求対象となるサービス実施年 月日（西暦年月日（YYYYMMDD）） を設定する	同	項番9 〈内容〉 請求対象となる住宅着工年月日 （西暦年月日（YYYYMMDD））を設 定する
○ インタフェース仕様書解説書 [保険者編]				

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
21	P2-1	異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
22	P2-1	異動区分コード2： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
23	P2-1	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
24	P2-1	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）

平成27年3月27日指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正からの訂正箇所

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
25	P93 改正案	(11) 準用 居宅基準第140条の13の規定により、第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第140条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の八の3の(1)、(2)、(5)、(8)から(10)まで、(12)、(14)及び(15)を参照されたい。	同	(11) 準用 居宅基準第140条の13の規定により、第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第140条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の八の3の(1)、(2)、(5)、(8)から(10)まで、(12)、(15)及び(16)を参照されたい。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
26	P5	4 結果の公表について （1）運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければならない。 なお、3に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者については別紙1を、指定小規模多機能型居宅介護看護事業者については別紙2-2及び別紙2-4を、	同	4 結果の公表について （1）運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければならない。 なお、3に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については別紙1を、指定小規模多機能型居宅介護事業者については別紙2-2及び別紙2-4を、